



1. 趣旨

本事業は、日本の文化庁が主催をする「海外メディア芸術クリエイターの招へい事業」として、世界から若手の優秀なアニメーションのクリエイターを東京に招へいし、日本のアニメーション文化に触れながら、作品を制作する機会を提供するアーティスト・イン・レジデンス・プロジェクトである。優れた作品の成果を促すとともに、メディア芸術における国際交流の推進を図ることを目的とする。

2. 対象分野: アニメーション制作

3. 募集人員: 3名

4. 招へい期間: 2016年1月7日から3月17日までの70日間

- ## 5. 支援内容:
- 1) 渡航費: 有
 - 2) 滞在費: 有
 - 3) 海外旅行保険: 有
 - 4) 住居貸与: 有 *制作スペースも兼ねる
 - 5) 滞在所在地: 東京都内
 - 6) 専門的な人的サポート: 有
 - 7) 成果発表の機会の提供: 有
 - 8) 日本のクリエイターとの交流の場: 有

6. プログラム概要

- 1) 研修: 定期的滞制作の経過発表を行い、日本の実績あるアニメーション作家、専門家による指導を定期的に受ける。
- 2) 見学・交流: アニメーション・スタジオの見学や、映像作家や映像教育機関の学生たちとの交流を行う。
- 3) 制作: 滞在中に作品の制作を行い、滞在終了時に、完成作品、あるいは制作過程にある作品の一部の成果発表を行う。

7. 応募資格

- 1) 日本以外に居住し、日本以外の国籍を有する者であること。
- 2) 自国以外の作品も上映する国際性を持つ映画祭、映像展等において、自作のアニメーション作品の出品実績が1回以上ある経験者であること。
- 3) 応募締切日の2015年9月10日時点の年齢が、満20歳以上35歳以下であること。
- 4) 日常会話程度以上の英語あるいは日本語が話せること。
- 5) 健康状態が良好であること。
- 6) ネット通信を利用した面談を受けるための環境 (Skypeなど) を用意できること。



8. 応募期間

2015年7月1日から応募開始。9月10日までに応募用紙及び提出物一式が本事業事務局に届くこと。

9. 応募方法

一般社団法人ジャパン・イメージ・カウンシルのホームページから応募要項フォルダ (ZIP) をダウンロード

A. 応募用紙
必要事項を入力する。〈個人データ、代表作3作品、滞制作企画概要など〉

B. 提出物

- 1) 本プロジェクトで制作を予定している作品 (作品の長さは3分以上とする) に関する資料。*企画の詳細がわかる資料 (脚本やストーリーボードなど) を提出することが望ましい。
- 2) 自国以外の作品も上映する、国際性を持つ映画祭、映像展等への出品を証明するもの (映画祭カタログ等の作品掲載ページのコピーなど、国際性がわかるもの)。*1点で可。複数の場合は3点以内。
- 3) 年齢・国籍を証明するもの (パスポートのコピーなど)。
上記、A応募用紙と、B(1)～(3)の提出物を、添付ファイルでメール送信することにより、応募の完了とする。送信先: entry2016@japic.jp

*応募者が動画をインターネット上にアップロードできない環境にある場合は、DVD等ビデオグラムでの提出を認めるが、その際は必ず事前に事務局に連絡をすること。

10. 審査

専門家が構成された選定委員会による第一次審査、第二次審査 (ネット通信を利用した面接) を経て、招へい者を内定する。招へい内定者には、11月中旬までに通知し、諸条件の確認をした上で、正式に決定する。

11. 応募・招へいに際しての規則及び注意事項

- 応募に際しては、以下の事項を遵守することに同意しているものとする。
- 1) 応募期間を経過した後は、原則として、応募取消はしない。やむ負えない事情が生じた場合は、速やかに連絡する。
 - 2) 招へいを受諾した後は、原則として、辞退することはない。
 - 3) 制作に必要なPC及びカメラなどの機器は、原則として持参する。
 - 4) 滞在の目的を理解し、不測の事態を除き、招へい期間は全行程日本に滞在する。
 - 5) レクチャー、ワークショップ、学校訪問、スタジオ見学など本事業に関連するプログラムに積極的に参加する。
 - 6) 応募に際しては3分以上のアニメーション作品の企画を提出する。招へい者に選ばれた場合、日本滞在中に当該企画の制作を行い、滞在終了時に、本事業の成果として、完成作品、あるいは制作過程にある作品の一部の発表を行う。
 - 7) (6) で制作過程にある作品の一部発表にとどまった場合は、滞在期間終了後も本企画作品の制作を継続し、2016年12月末までに作品を完成し、完成作品のDVDコピーを1部提出する。
 - 8) 完成した作品には、本事業名 <平成27年度海外メディア芸術クリエイターの招へい事業>及び文化庁のロゴマークを必ず明記する。
 - 9) 応募時に提出した代表作の映像及び写真は、日本滞在中に実施される本プロジェクトの紹介イベントや広報の範囲に限り、本事業主催者が使用できることを許諾し無償で提供する。
 - 10) 招へい期間終了後も、本事業の広報を目的とした範囲に限り、印刷、展示、上映、放送等において、完成作品の写真及び1分未満の抜粋映像の使用を本事業主催者に許諾し無償で提供する。また、本事業主催者から要請がある時は、本事業の広報を目的とした範囲に限り、完成作品の全編上映を許諾し、その上映素材を無償で提供する。言語がある作品の場合は、本事業主催者による日本語字幕制作を許諾し、ダイアログ・リストを併せて提供する。

12. よくある質問とその回答

- Q. 年齢制限に例外はありますか?
A. ありません。すべての募集要項を満たす応募者でないと滞在を許可できません。
- Q. A-AIRプログラムではグループでの応募を受け付けていますか?
A. 個人での応募のみの受付です。ひとつの応募につき招へい枠は1名です。ただし、招へいアーティストの作品が複数人で作られる場合、あるいは招へいアーティストが共同制作者及び主要スタッフとの制作作業を希望する場合、その共同制作者 (主要スタッフ) が自費で来日し、当プログラムに参加するケースもあります。その場合は、必ず事前に事務局に相談し了承を得なければなりません。共同制作者 (主要スタッフ) は作品クレジットに記載されることが前提です。
- Q. 共同制作者及び主要スタッフに対するプログラムの支援内容と応募資格はどういったものでしょうか?
A. 滞スペースは協力者と同居することが可能ですが、その他滞在にかかる費用、渡航費は自己負担になります。応募者が応募資格を満たしていれば、協力者に応募資格は適用されません。
- Q. 現在進行形で国際映画祭に作品を提出中です。
A. 以下の点を満たしていれば、募集要項を満たすこととします。
1. 作品が2016年1月7日までに映画祭で上映される場合
2. 2015年9月10日までに、応募用紙に映画祭、映像展などへの出品を証明できるものを添付できる場合
- Q. 提出物に制作中の作品を含むことは可能ですか?
A. 可能です。応募用紙B-(4)に、作品情報、リンク等を記載し、出品映画祭の欄に「制作中」と記入してください。
- Q. パートナーに関する方針を教えてください。妻を連れてくることは可能でしょうか?与えられた住居にカップルで住むことは可能でしょうか?
A. 招へいアーティストの創作に関連しない個人が宿泊すること、及びプログラムのイベント等に参加することは認められていません。貸与される住居は招へいアーティストのための創作場所であり、招へいアーティストが日常の世界を70日間離れ、作品を作りだすことが滞在の目的です。
- Q. 監督ではなく、動画、背景などの制作スタッフとして関わった作品は代表作として認められますか?
A. 監督作品に限りです。
- Q. A-AIRプログラムで制作した作品を上映したり放送したりする場合は許可が必要でしょうか?
A. 完成作品の著作権は作者もしくはその作品で定めた著作権者に帰属します。自由に作品を上映して下さい。多くの人に見てもらえることを期待します。

13. 問い合わせ先

一般社団法人ジャパン・イメージ・カウンシル内
アニメーション・アーティスト・イン・レジデンス東京2016事務局
150-0002東京都渋谷区渋谷2-10-2
Tel: +81-(0)3-6670-5676 Fax: +81-(0)3-5466-0054
Website: <http://japic.jp> Email: air@japic.jp

主催: 文化庁

事務局: 一般社団法人ジャパン・イメージ・カウンシル (JAPIC)

